

第7 多段式の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置

1 消火設備の設置

次の(1)から(4)までの全ての基準に適合する場合には、規則第18条第4項第1号の「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所又は規則第19条第6項第5号の「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所以外の場所」として取扱い、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備（以下「泡消火設備等」という。）を設置する場合にあっては、移動式の消火設備とすることができること。

(1) 建築基準法第68条の26第1項の規定に基づき、建築基準法施行令第108条の3第1項第2号及び同条第4項に規定する国土交通大臣の認定を受けていること。

(2) 自走式自動車車庫部分の外周部の開口部の開放性は、次のアからウの全ての基準を満たしていること。ただし、この場合において外周部に面して設けられる付帯施設が面する部分の開口部及び外周部に面して設けられているスロープ部（自動車が上階又は下階へ移動するための傾斜路の部分。以下同じ。）であって、当該スロープ部の段差部に空気の流通のない延焼防止壁などが設けられている場合、当該空気の流通のない延焼防止壁などを外周部に投影した当該部分の開口部は開口部とみなさないこと（別図1及び2参照）。

ア 常時外気に直接開放されていること。

イ 各階における外周部の開口部の面積の合計は、当該階の床面積の5%以上であるとするとともに、当該階の外周長さに0.5mを乗じて得た値を面積としたもの以上とすること。

ウ 車室の各部分から水平距離30m以内の外周部において12㎡以上の有効開口部（床面からはり等の下端（はり等が複数ある場合は、最も下方に突き出したはり等の下端）までの高さ1/2以上の部分で、かつ、はり等の下端から50cm以上の高さを有する開口部に限る（別図3参照）。）が確保されていること。（別図1参照）

(3) 直通階段（建基令第120条に規定するものをいう。スロープ部を除く。）は、いずれの移動式の消火設備の設置場所からその一の直通階段の出入口に至る水平距離が65m以内に設けてあること。

(4) 隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部の間に0.5m以上の距離を確保し、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁（高さ1.5m以上）を設けること（1m以上の距離を確保した場合を除く。）。ただし、五層六段以上の自走式自動車車庫については、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物との距離は2m以上とし、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁（高さ1.5m以上）を設けること（3m以上の距離を確保した場合を除く。）。

2 自動火災報知設備の設置

前1に適合する多段式の自走式自動車車庫については、同(2)に示す開口部から5m未満の範囲の部分は、規則第23条第4項第1号ロの「外気の気流が流通する場所」に該当するものであり、自動火災報知設備の感知器を設置しないことができること。

3 一層二段等の多段式の自走式自動車車庫の取扱いについて

一層二段、二層三段及び三層四段の多段式の自走式自動車車庫又はその部分に係る消防用設備等の設置の取扱いは、前1の規定にかかわらず、次に掲げる基準によることができる。

(1) 自走式駐車場にあっては、建基法第68条の26に基づき、建基令第108条の3第1項第2号及び第4項に規定する国土交通大臣の認定を受けていること

（1層2段及び2層3段の自走式駐車場にあっては、独立した自走式自動車車庫

小牧市消防用設備等の指導基準

第2章 防火対象物 第7 多段式の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置

の取扱いについて（平成14年11月14日国土交通省住宅局建築指導課・日本建築行政会議）により取り扱われていること。）。

(2) 消火設備の設置について

次のア若しくはイの条件に該当する場合又はこれと同等以上の開放性が確保されている場合には、前1(2)の規定と同様に泡消火設備等を設置する場合にあっては、移動式の消火設備とすることができること。

ア 自走式自動車車庫部分の外周部の開口部の開放性は、次の(ア)又は(イ)に該当すること。

(ア) 長辺の一边について常時外気に直接開放されており、かつ、他の一边について当該壁面の面積の2分の1以上が常時外気に直接開放されていること。

(イ) 四辺の上部50cm以上の部分が常時外気に直接開放されていること。

イ 自走式自動車車庫部分の天井部分（上階の床を兼ねるものを含む。以下同じ）に開口部（エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等の部分を含む。）がおおむね均一に配置され、当該開口部の面積の合計が自走式自動車車庫の床面積の合計の15%以上確保されていること。

(3) 自動火災報知設備の設置について

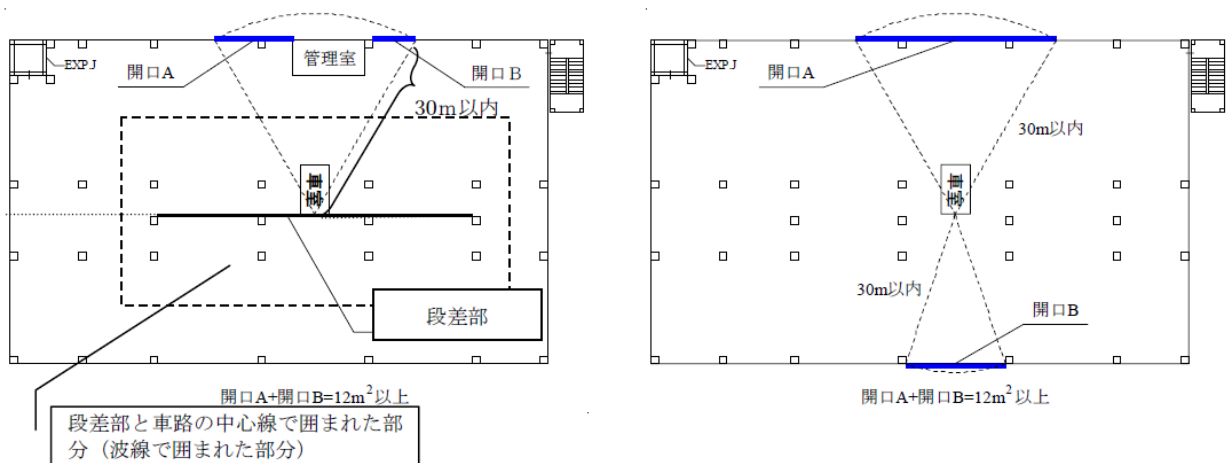
常時外気に直接開放されている部分から5m未満の範囲の部分及び車路の部分（エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等を使用している部分に限る。）は、前2の規定と同様に自動火災報知設備の感知器を設置しないことができること。

また、自走式自動車車庫の階ごとに次のア若しくはイの条件に該当する場合又はこれと同等以上の開放性が確保されている場合には、非常用警報設備及び管理人等の常時人のいる場所又は入口等の利用者の目に触れやすい場所に火災通報装置又は電話を設置することを条件として、令第32条の規定を適用し、自動火災報知設備の設置をしないことができること。

ア エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等を使用することにより、天井部分について全面的に開放性が確保されていること。

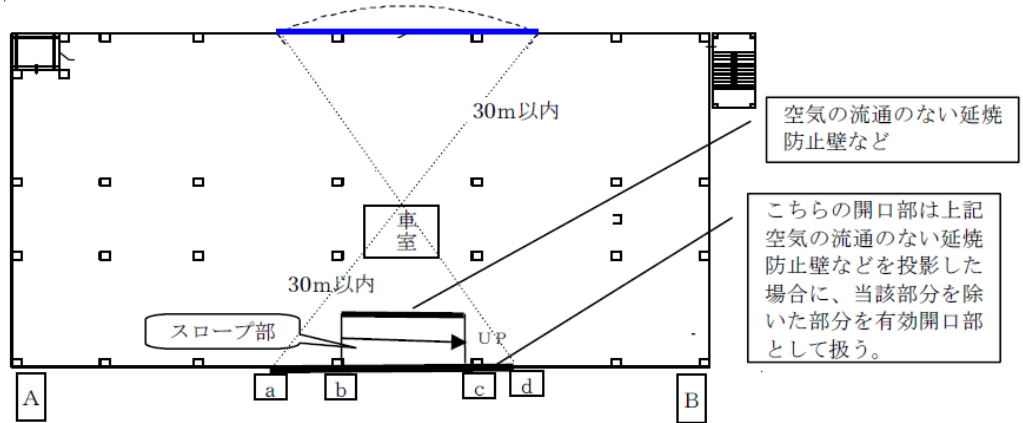
イ 壁面について前(2)ア(ア)又は(イ)に該当するものであり、かつ、天井部分の開口部の面積（エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等の部分については、有効開口面積とする。）の合計が床面積の20%以上確保されていること。

(別図1)

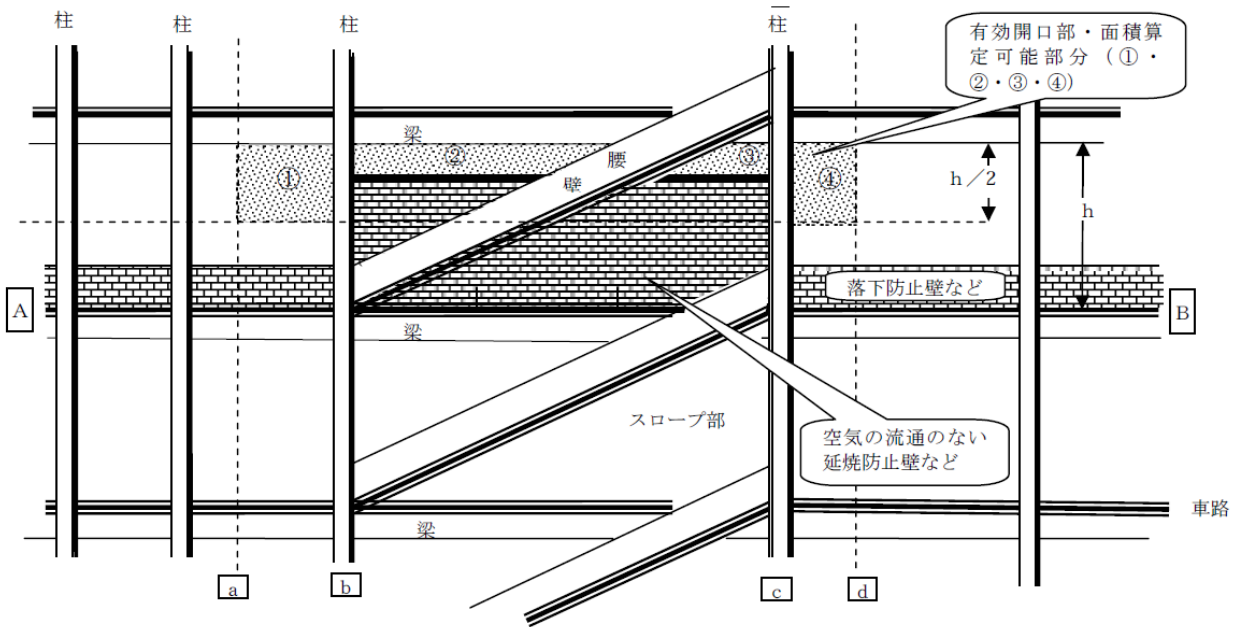


(別図2)

平面図



A—B外周部の拡大断面図



(別図3)

